

# 倉敷市立多津美中学校 いじめ問題対策基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知の数は年間5件以内で推移しており、SNSによる生徒間のトラブルや相手の気持ちを考えない軽はずみな言動が原因となっているものが多い。いじめを未然に防ぐためにも、教職員の生徒の変化に気付く努力や、会議等を通じた教職員間の情報共有、スクールカウンセラーや警察等各関係機関とも連携した組織的な取組を行う必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。また、生徒のスマートフォンなどの利用実態調査を行い、その結果を基に、生徒や保護者対象の講習会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、充実感を得られる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために、定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

〈重点となる取組〉

- ・インターネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さずトラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年ですべての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



## 学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>【教職員研修】・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招き、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</p> <p>【生徒会活動】・いじめについて考える週間において専門委員会が中心となって、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</p> <p>【居場所づくり】・日頃の授業や行事などの特別活動のなかで、だれもが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>【情報モラル教育】・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する講演会を行う。教育ネットコンテンツを利用し、生徒、保護者への啓発を行う。</p>
② 早期発見	<p>【実態把握】・生徒の実態把握のためのアンケートと教育相談を実施することで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>【相談体制の確立】・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>【情報共有】・生徒の気になる変化や行為があった場合は記録用紙にメモを取り、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を作る。</p> <p>【家庭への啓発】・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成、配布して家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>【いじめの有無の確認】・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>【いじめへの組織的対応の検討】・いじめ対策委員会を開催する。学級、学年、学校全体への指導、啓発を行う。</p> <p>【いじめられた生徒への支援】・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒およびその保護者に対して支援を行う。</p> <p>【いじめた生徒への指導】・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>

【様式2】

倉敷市立多津美中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和4年度

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の確認	○学年集会, 学級づくりの取組		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月	○いじめ対策委員会 ・情報交換			
6月	○学校運営協議会 ・意見交換	○いじめについて考える週間の取組(生徒会)	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
7月	○いじめ対策委員会 ・情報交換	○学年集会 ○非行防止教室	○個人懇談会	○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
8月	○職員研修 ・ネットいじめ, SNSについて			
9月	○いじめ対策委員会 ・情報交換			
10月		○保護者対象のインターネット上のいじめの問題やスマートフォンなどの正しい使い方などについての啓発のためパンフレット配布	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
11月	○いじめ対策委員会 ・情報交換 ○学校運営協議会 ・意見交換			○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
12月		○学年集会 ○情報モラル講演会	○個人懇談会	
1月	○いじめ対策委員会 ・情報交換		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処 (生活指導係)
2月	○学校運営協議会 ・一年間の取組の反省	○人権集会(人権教育担当)		○学級, 学年, 学校全体への指導, 啓発
3月	○いじめ対策委員会 ・取組の検証, 基本方針の修正	○学年集会		

年間を通して行う取組

- 日頃の授業や行事などの特別活動のなかで, だれもが活躍できる機会を設定することで, 自己有用感や充実感を感じられるようにする。
- あいさつ運動などを通じて, 生徒を見守る機会を増やす。
- 教師コーナーを積極的に活用し, 生徒とのコミュニケーションを図る。
- いじめの疑いがある場合には, 速やかはいじめ対策委員会を開催する。